

## 平成25年度第1回豊山町選挙管理委員会会議録

1 開催日時 平成25年6月2日(日) 午前9時55分～午前10時30分

2 開催場所 豊山町役場3階 会議室3

3 出席者

(1) 豊山町選挙管理委員会委員

委員長 鈴木恒男

委員 水野春巳 渡邊弘一 坪井清夫

(2) 事務局

書記長 近藤鎮彦

書記 小川徹也 鈴木雅之 牛田彰和 牧野礼男 佐々聖尚

4 議題

(1) 定時登録について

(2) 豊山町長選挙の執行について

(3) 第23回参議院議員通常選挙の執行について

5 会議資料

議案第1号 選挙人名簿に登録する者を定めること

議案第2号 ポスター掲示場を設置する場所を定めること

議案第3号 選挙人名簿の縦覧の場所を定めること

議案第4号 選挙長及び同職務代理者を選任すること

議案第5号 投票管理者及び同職務代理者を選任すること

議案第6号 期日前投票管理者及び同職務代理者を選任すること

議案第7号 投票所を定めること

議案第8号 期日前投票所を定めること

議案第9号 選挙会の日時及び場所を定めること

議案第10号 開票事務と選挙会事務を合同すること

議案第11号 選挙立会人を定めるくじの場所、時間を定めること

議案第12号 ポスター掲示場を設置する場所を定めること

議案第13号 選挙人名簿の縦覧の場所を定めること

議案第14号 投票管理者及び同職務代理者を選任すること

議案第15号 開票管理者及び同職務代理者を選任すること

議案第 16 号 期日前投票管理者及び同職務代理者を選任すること

議案第 17 号 期日前投票所を定めること

議案第 18 号 投票所内における氏名等の掲示の掲載の順序を定めるために行うくじ  
の日時、場所を定めること

議案第 19 号 不在者投票用紙等の告示日前発送の日を定めること

議案第 20 号 投票所を定めること

議案第 21 号 開票の場所及び日時を定めること

議案第 22 号 開票立会人を定めるくじの場所、時間を定めること

資料 1 選挙管理委員会業務予定表

資料 2 公職選挙法の改正について

## 6 議事内容

書 記： 改めましておはようございます。定刻よりも若干早いですけれども、皆様お揃いですので、ただ今から平成 25 年度第 1 回豊山町選挙管理委員会を始めさせていただきます。

では初めに委員長よりごあいさつをお願いいたします。

委員長： 本日は、選挙管理委員会を開催いたしましたところ、委員の皆様方には、大変お忙しい中、ご出席いただきまして厚くお礼申し上げます。本年は、7 月 21 日に豊山町長選挙と参議院議員通常選挙を同日で執行する予定ですので、選挙の折には、よろしくお願いいたします。本日の委員会の議題は、その町長選挙と参議院議員通常選挙並びに定時登録についてでございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。以上をもちまして、ご挨拶とさせていただきます。

書 記： ありがとうございます。議事の取り廻しを委員長にお願いします。

委員長： 本日の議案は 22 件です。事務局に議案第 1 号「選挙人名簿に登録する者を定めること」について、説明を求めます。

事務局： 議案第 1 号 選挙人名簿に登録する者を定めること。平成 25 年 6 月 2 日現在における公職選挙法第 22 条第 1 項の規定に基づく選挙人名簿に登録する者を、次のとおり定めてよろしいでしょうか。（選挙人名簿の抄本を回覧。人数を資料により説明。）

本日議決いただいた選挙人名簿及び選挙人名簿登録者数に基づき、選挙人名簿登録者数を愛知県へ報告するとともに、町条例の制定改廃や町監査委員への監査請求などの、直接請求をする場合の必要署名人数の告示を行います。以上で説明を終わります。

委員長： 事務局から説明が終わりました。ここで、質疑に入ります。質疑のある方の発言を求めます。

委 員：（なし）

委員長： 議案第1号に関し賛成者の挙手を求めます。

委員：（全員挙手）

委員長： 全員賛成と認めます。

次に、豊山町長選挙の執行についてです。関連がありますので、議案第2号から議案第11号までの説明を求めます。

事務局： それでは、議案第2号から順にご説明させていただきます。

議案第2号 ポスター掲示場を設置する場所を定めること。平成25年7月21日執行予定の町長選挙における公職選挙法第144条の2第8項並びに豊山町の議会の議員及び長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例第2条第1項の規定に基づき、ポスター掲示場を定める必要がありますので、別紙のとおり定めてよろしいでしょうか。

なお、区画数の予定は、4区画としております。

議案第3号 選挙人名簿の縦覧の場所を定めること。公職選挙法第23条の規定に基づき平成25年7月15日に登録する者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を縦覧するものです。縦覧日は1日間です。

議案第4号 選挙長及び同職務代理者を選任すること。公職選挙法第75条第3項及び同法施行令第80条第1項の規定に基づき、選挙長及び同職務代理者を選任する必要がありますので、選挙長は、鈴木委員長、職務代理者は、水野委員を選任させていただいてよろしいでしょうか。

議案第5号 投票管理者及び同職務代理者を選任すること。公職選挙法第37条第1項及び第2項並びに同法施行令第24条第1項の規定に基づき、投票管理者及び同職務代理者を選任する必要がありますので、記載名簿のとおり選任させていただいてよろしいでしょうか。なお、各投票区の同職務代理者については、現在調整中です。

議案第6号 期日前投票管理者及び同職務代理者を選任すること。公職選挙法第48条の2第2項並びに同法施行令第24条第1項の規定に基づき、期日前投票管理者及び同職務代理者を選任する必要があります。記載名簿については、現在調整中です。

議案第7号 投票所を定めること。公職選挙法第39条の規定に基づき、投票所を定める必要がありますので、議案のとおり定めてよろしいでしょうか。告示については、7月16日に行います。

なお、豊場東の投票所については、2つの選挙を同時に行う予定であるため、総合福祉センターしいの木に変更しております。

議案第8号 期日前投票所を定めること。公職選挙法第48条の2第3項の規定に基づき、期日前投票所を定める必要がありますので、議案のとおり定めてよろしいでしょうか。

議案第 9 号 選挙会の日時及び場所を定めること。公職選挙法第 77 条第 1 項及び第 78 条の規定に基づき、選挙会の日時場所を定める必要があります。有投票の場合の日時場所については、平成 25 年 7 月 21 日午後 9 時、役場 2 階の会議室 1・2。また、無投票の場合の日時場所については、平成 25 年 7 月 22 日午前 9 時、役場 3 階の会議室 3 でよろしいでしょうか。

議案第 10 号 開票事務と選挙会事務を合同すること。公職選挙法第 79 条第 1 項の規定に基づき、開票事務と選挙会事務を合同することができますので、併せて行うこととしてよろしいでしょうか。

議案第 11 号 選挙立会人を定めるくじの場所、時間を定めること。公職選挙法第 62 条第 2 項の規定に基づき、選挙立会人を定めるくじの場所及び日時を定める必要があります。議案のとおり定めてよろしいでしょうか。

委員長： 事務局から説明が終わりました。ここで、質疑に入ります。質疑のある方の発言を求めます。

委員： 豊場東投票区は、総合福祉センターしいの木に変更すると広がるのでしょうか。

事務局： はい、2つの選挙を同日で執行するため、実際に各投票所に出向き記載台等を並べてみましたところ、豊場東以外については、問題なかったのですが、豊場東については、死角になる場所がありました。総合福祉センターしいの木にも記載台等を並べてみましたが、東部学習等供用施設に比べ、余裕をもって記載台等を並べることができました。よって、総合福祉センターしいの木を投票所とすることは可能です。

書記： 従来、東部学習等供用施設は1つの選挙でもかなり手狭でした。今回、2つの選挙を同日で執行する予定ですので、投票所の変更をご提案させていただいたところですが、選挙の都度、投票所を変えていては投票者の方に混乱を招くこととなりますので、次回の選挙から、1つの選挙であっても、総合福祉センターしいの木を投票所とさせていただきたいと考えております。委員様方のご意見を賜れたらと思いますのでよろしくお願いいたします。

委員： 休憩場所はあるのでしょうか。

事務局： はい、あります。問題ありません。

書記： 先程申し上げましたが、今回に限らず、豊場東投票所を総合福祉センターしいの木とさせていただいてよろしいでしょうか。

委員： 問題ないと思います。投票所を変えとなると、高齢化が進み期間が短いこともあり、広報と啓発活動に力を入れて取り組む必要がある。

書記： 事務局としましても、そのようなことを懸念しておりますので、徹底して啓発活動をさせていただきます。当日においては、投票される方が東部学習等供用施設に行かれないように張り紙をさせていただきます。

委員： 投票区において回覧版で広報する場合に、内容を確認せず回される方も多いと思いますので、あまり効果は望めないのではないかと。各家庭へ個別に配布する必要がある。

書記： 7月号の広報とよやまで、町長選挙と参議院議員通常選挙を同日で執行することと、豊場東投票所を変更することを併せて周知させていただきます。この7月の広報を発行する段階で日にちが確定していない場合がありますので、日にちが確定次第、チラシで各家庭に個別で配布させていただきます。

委員： くだいようですが、新聞や広報は毎月届くため、広報の効果が弱いと思いますので、別個で配布するチラシは周知効果があると思います。

書記長： 当日の投票終了時間前には、職員を外に配置するように対応させていただきます。

書記： 投票所変更の対応としましては、広報とチラシの2段階で周知すること、そして、当日投票日の初めと終わりの時間帯に職員を配置するよう対応いたします。

委員長： 他に何かありますでしょうか。

ないようですので、ここで採決に入ります。議案第2号から議案第11号まで、賛成の方の挙手を求めます。

委員： (全員挙手)

委員長： 全員賛成と認めます。

次に、第23回参議院議員通常選挙の執行についてです。関連がありますので、議案第12号から議案第22号までの説明を求めます。

事務局： それでは順に、ご説明いたします。

議案第12号 ポスター掲示場を設置する場所を定めること。平成25年7月21日執行予定の参議院愛知県選出議員選挙における公職選挙法第144条の2第1項の規定に基づき、ポスター掲示場を定める必要がありますので、別紙のように定めてよろしいでしょうか。

なお、区画数は12区画とする旨、県から通知がきておりますが、その後、県から区画数が増える可能性があるとの連絡が入っております。

議案第13号 選挙人名簿の縦覧の場所を定めること。公職選挙法第23条の規定に基づき、平成25年7月3日に登録する者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面の縦覧する場所を定めるものです。縦覧日は1日間です。

なお、同法第30条の7の規定に基づく在外選挙人名簿の縦覧も、同じ内容となります。

議案第14号 投票管理者及び同職務代理者を選任すること。公職選挙法第37条及び同法施行令第24条の規定に基づき、投票管理者及び同職務代理者を選任する必要がありますので、記載名簿のとおり選任させていただいてよろ

しいでしょうか。

なお、各投票区の同職務代理者については、現在調整中です。

議案第15号 開票管理者及び同職務代理者を選任すること。公職選挙法第61条及び同法施行令第67条の規定に基づき、開票管理者及び同職務代理者を選任する必要がありますので、記載名簿のとおり選任させていただいてよろしいでしょうか。

議案第16号 期日前投票管理者及び同職務代理者を選任すること。公職選挙法第48条の2第2項及び同法施行令第24条の規定に基づき、期日前投票管理者及び同職務代理者を選任する必要があります。

なお、記載名簿については、現在調整中です。

議案第17号 期日前投票所を定めること。公職選挙法第48条の2第3項の規定に基づき、期日前投票所を定める必要がありますので、記載のとおり定めてよろしいでしょうか。

なお、在外選挙人が期日前投票を行う期日前投票所も同じになります。

議案第18号 投票所内における氏名等の掲示の掲載の順序を定めるために行うくじの日時、場所を定めること。公職選挙法第175条第3項の規定に基づき、選挙区選出の候補者の氏名等の掲示順序を定める必要がありますので、記載のとおり実施してよろしいでしょうか。また、当日はくじ引きを行うため、委員長におかれましては、7月4日木曜日の午後6時には役場会議室1にお越しいただきますようお願いいたします。

議案第19号 不在者投票用紙等の告示日前発送の日を定めること。公職選挙法施行令第53条の規定に基づき、不在者投票の告示日前の発送の日を記載のとおり定めるものであります。

議案第20号 投票所を定めること。公職選挙法第39条の規定に基づき、投票所を定める必要がありますので、記載のとおり定めてよろしいでしょうか。

議案第21号 開票の場所及び日時を定めること。公職選挙法第63条及び第64条の規定に基づき、開票所の場所及び日時を定める必要がありますので、記載のとおり定めてよろしいでしょうか。

議案第22号 開票立会人を定めるくじの場所、時間を定めること。公職選挙法第62条第2項の規定に基づき、開票立会人を定める必要がありますので、記載のとおりくじの場所、時間を定めてよろしいでしょうか。ただし、10人以内であれば実施いたしません。

以上でございます。

委員長：事務局から説明が終わりました。ここで、質疑に入ります。質疑のある方の発言を求めます。

ないようですので、質疑を終わり採決に入ります。議案第12号から議案第

22号まで、賛成の方の挙手を求めます。

委員：（全員挙手）

委員長： 全員賛成と認めます。

以上で、本日の議案は終わりました。その他で何かありましたらお願いします。

事務局： 2点ご説明させていただきます。

まず1点目。町長選挙の事前説明会についてですが、今後の主な業務と併せてご説明しますので、選挙管理委員会業務予定表をご覧ください。

6月21日金曜日、午前10時から町長選挙の事前説明会を3階会議室3・4で行いますので、委員の皆様にはご出席をお願いいたします。なお、説明につきましては、選管事務局のほか、警察、郵便局からも注意事項の説明があります。

7月1日月曜日、午前8時30分から町長選挙の書類の事前審査会を3階会議室3で行います。こちらにつきましては、事務局で対応いたします。

7月4日木曜日、午後6時から、参議院議員通常選挙の候補者氏名の掲載順序を決めるくじ引きを行いますので、委員長におかれましては、午後6時までに2階会議室1へお越し下さいますようお願いいたします。

7月5日金曜日から参議院議員通常選挙の期日前投票が始まりますので、委員の皆様のご協力をお願いいたします。

7月16日火曜日、午前8時30分から町長選挙の立候補受付を行いますので、全委員のご出席をお願いいたします。

なお、町長選挙の立候補者が複数であった場合、午後6時から選挙公報の掲示順序を決めるくじを、午後6時20分から投票所内の氏名掲示の順番を決めるくじを行いますので、委員長におかれましては、午後6時までに2階会議室1にお越しいただきますようよろしくお願いいたします。

次に、7月17日水曜日からは町長選挙がある場合に、この日から町長選挙についての期日前投票が始まります。

7月19日金曜日は各投票所設置状況の確認を行いますので、委員の皆様におかれましては、午後3時30分までに役場2階会議室1へお越し下さい。

7月21日日曜日の選挙当日につきましては、早朝となりますが、午前6時に役場にご参集下さい。

7月22日月曜日は、町長選挙が無投票であった場合、午前9時から役場3階会議室3で選挙会を行います。また、同日午前9時30分から役場3階会議室4で当選証書付与式を行います。

選挙啓発につきましては、7月の中旬に2日間行う予定です。また、参議院議員通常選挙の投票用紙の色につきましては、前回の委員会の時点で未確定でしたので、それまでの例にならい、選挙区を薄い黄色、比例代表を白色と見込み、町

長選挙はあさぎ色とさせていただきました。4月24日に愛知県選挙管理委員会から、正式に、選挙区は薄い黄色、比例代表は白色との通知がありましたので、ご報告させていただきます。

続きまして、公職選挙法の改正について簡単にご説明いたします。

インターネットによる選挙運動の解禁についてですが、お配りしました「次の国政選挙から、インターネットを使った選挙運動が、出来るようになります。」をご覧ください。

この法改正により、平成25年5月26日以後に公示される国政選挙の公示日以降に公示又は告示される国政選挙及び地方選挙からインターネットを使った選挙運動ができるようになります。

内容としては、①有権者はホームページ等のウェブサイトを利用した選挙運動が可能となりますが、電子メールを利用した選挙運動は従来通りとなります。②候補者・政党等はウェブサイト等や電子メールを利用した選挙運動が可能となります。具体的には下の図をご覧ください。図の左から、まず、有権者は電子メールで選挙運動を行うことはできませんが、ホームページでの選挙運動は可能となります。次に候補者や政党については、ホームページでの選挙運動は可能であり、電子メールの送信については、メールを送信することに同意した相手に対してのみ、選挙運動としてメールを送信することができるようになりました。裏面をご覧ください。禁止行為についてですが、ホームページや電子メールを印刷して配ること等が禁止されています。また、誹謗中傷やなりすましも禁止されています。

続きまして、成年被後見人の選挙権及び被選挙権の回復についてですが、お配りした資料の「成年被後見人の選挙権回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律要綱案」をご覧ください。一の1 成年被後見人に係る選挙権及び被選挙権を有しないとする公職選挙法の規定が削除されました。この改正法は5月27日に成立しております。これにより、それらの方も今回の参議院議員通常選挙、町長選挙から選挙ができることとなります。

以上で説明を終わります。

委員長： 何か質疑等ありましたらお願いします。

委員： 成年被後見人は町内に何人いて、また、選挙人名簿に反映されていますでしょうか。

事務局： 4人いて登録されています。以前までも、成年被後見人の方は名簿に登録されていましたが、表示されていました。

書記： 資料が要綱案となっていますが、案ではございません。公職選挙法改正法施行日以後初めて公示される国政選挙の公示以降に、公示又は告示される国政選挙及び地方選挙について適用されます。



委 員： 成年被後見人の方は、どのように投票されるのでしょうか。

事務局： 想定されているのは、代理投票のような投票が国会でも議論されています。  
ご自身で書けるのであれば自書していただき、できないと申出があれば、代理投票となります。

委 員： 代理投票は、立会人か事務局かどちらが補助者となりますか。

事務局： 職員が対応いたします。

書 記： 立会人はあくまでも、選挙が公正に執行されているか見る役目でありますので、投票の補助を行う場合は、書記が行います。

委 員： 豊場富士の投票管理者が変更されるということによかったのでしょうか。

書 記： 前任の方が高齢ということもあり、ご本人から辞退したいという話がありましたので事務局として承りまして、今回変更させていただきました。

委員長： 他に何かありますでしょうか。

以上で、本日の委員会は終了いたします。

大変ありがとうございました。

上記のとおり豊山町選挙管理委員会規程第14条の規定に基づき、平成25年度第1回豊山町選挙管理委員会の議事の経過及びその結果を明確にするためにこの会議録を作成し、委員長及び出席委員3人が署名する。

平成25年6月2日

|     |      |
|-----|------|
| 委員長 | 鈴木恒男 |
| 委 員 | 水野春巳 |
| 委 員 | 渡邊弘一 |
| 委 員 | 坪井清夫 |